

## ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ）対策について

東 北 部 会 提 出  
説 明 担 当 大 崎 市

ＴＰＰ交渉については、平成 27 年 10 月 5 日に 12 ヶ国による閣僚会議により大筋合意されたところであり、農林水産分野においては、米の国別輸入枠が新設されたほか、牛肉・豚肉等についても、段階的ながら大幅に関税が引き下げられることとなっております。

国は、総合的なＴＰＰ関連大綱を決定し、攻めの農林水産業への転換や経営安定対策の充実を図ることを方針づけるとともに、関連事業の予算を計上し、ＴＰＰの承認及び関連法改正に向けて国内手続きを進めているところであります。

しかしながら、ＴＰＰの発効に伴い、安定的な食糧供給に貢献してきた農林水産業においては、国際的な厳しい競争に直面することとなり、農林漁業者は経営の継続に強い危機感を持っている状況にあります。

よって、国においては、ＴＰＰの発効が地方経済の再生や農林水産業の成長産業化へ直結するものとなるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

### 記

- 1 政策大綱に記載されている国際的競争力の強化、経営力強化や収益拡大に向け、生産現場の意見を取り入れた総合的な国内対策などを早急に具体化するとともに、十分な予算を確保し、農林水産業の成長産業化を着実に進めること。
- 2 飼料用米生産を定着させるための流通、保管体制の充実など、継続的に稲作経営に取り組めるよう十分な支援を行うとともに、新たな国別輸入枠に対応した備蓄米の買い上げ制度の構築をはじめ、米の需給バランスが確実に確保される仕組みを構築すること。
- 3 地域経済や国民生活全般に与える影響について、継続して把握・分析を行うとともに、長期的な担い手の育成や生産基盤の整備など、施策の一層の充

実強化を図り、地域の農林水産業が持続的に維持及び発展できるよう万全の対策を講じること。

- 4 生産条件が不利な中山間地域等においては、地域の実情と特性を十分に考慮した施策を講じること。